

## 令和3年度 第1回笠間市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 令和3年7月29日(木)  
午前10時から
- 2 場 所 笠間市役所 庁議室
- 3 構成員の現在数 12名
- 4 出席者数 12名
- 5 議事事項
  - (1) 報告事項
    - 第1号 令和2年度 笠間市国民健康保険特別会計決算について **承認**
    - 第2号 令和2年度 笠間市立病院事業会計決算について **承認**
    - 第3号 令和2年度 平日夜間・日曜初期救急診療の状況について **承認**
  - (2) 協議事項
    - 第1号 国保税賦課方式の2方式統一について【継続審議】 **承認・答申**  
2方式統一の算定状況については、笠間市の非公表の数字を使用しているため、非公開としています。
  - (3) その他  
保健事業の実施状況について
- 6 議事の経過の概要及びその結果
  - (1) 今後3年間、委員として就任いただいたことにお礼を申し上げ、委嘱状を交付した。新型コロナウイルス感染症により、笠間市立病院の運営や特定健診受診率の低下など、様々な影響が出ている。行政としてコロナ対策を行っていくとともに、既存の行政の医療保険の施策もしっかりと進めていく必要がある。令和4年度には賦課方式の県内統一が進められることから、それぞれ専門的な立場の中で、この運協に対するご意見等をいただきたいことをお願い申し上げ、開会のあいさつとした。

(2) 議長に安見貴志委員、議事録署名人に川井あや子委員、菅谷るみ子委員とし、議事に入る。

(3) 議事に基づき始める。

・議長

ただいまから、報告事項に入ります。

「報告事項第1号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計決算について」事務局より報告をお願いいたします。

・事務局

報告事項第1号について、ご報告させていただきます。

令和2年度国民健康保険特別会計決算状況をご覧ください。

歳入決算額から各款ごとの収入済額についてご報告いたします。

第1款 国民健康保険税収入済額は、一般被保険者と退職被保険者合わせまして、約17億6,800万円になります。詳細につきましては、後ほど国保税担当の方からご報告いたします。

第2款 使用料及び手数料112万1,500円は、税の納期限を20日過ぎた納付について、1件当たり100円の督促手数料1万1,215件分を収入いたしました。

第3款 国庫支出金、1項1目 災害臨時特例補助金19万7,000円は、福島第一原発事故で被災区域から転入した被保険者に係る、税及び一部負担金の免除額の10分の2相当を収入いたしました。

前年度比較、主な減額の理由は、対象者が国保資格を喪失したことや、補助割合が10分の6から10分の2相当に変更になったことによるものです。

2目 国民健康保険税減免補助金、1,411万6,000円は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国保税減免額の10分の6相当を収入いたしました。こちらも、後ほど国保税担当からご報告いたします。

第4款 県支出金、保険給付費等交付金 約49億3,260万円になります。

内訳は備考欄になりますが、普通交付金、こちらは保険医療給付費になりますが、47億7,755万5,314円、特別交付金は合計しまして1億5,505万658円を収入いたしました。

県支出金の前年度比較で、約1億9,400万円減額となっておりますが、主に普通交付金の減少によるものです。

普通交付金は、市が支払った医療費を県に請求して、交付されるものとなっております。

減額の理由としましては、前年度よりも支出した医療費が減少したものと推測いたします。

第5款 財産収入、財政調整基金の利子 3万9,812円を収入しました。

第6款 繰入金、一般会計からの繰入金として、約6億1,228万円を繰り入れしました。

前年度と比較しまして、約4,700万円の減額となっておりますが、主な減額の理由としましては、人件費などの事務費繰入金や保険基盤安定繰入金、出産育児一時金などが減額となったものです。

第7款 繰越金、1億2,996万2,814円は、前年度決算による繰越金となります。

第8款 諸収入のうち第1項 延滞金・加算金及び過料4,173万3,661円は、一般被保険者国保税の延滞金を収入いたしました。

第3項 雑入、1目2目の第三者納付金は、相手側のいる交通事故などの第三者行為に係る損害賠償金で、3目4目の返納金は、保険証の資格喪失後受診などによる医療費の返納金で、1目から4目、合計4,341万6,669円収入いたしました。

こちらの第三者納付金の主な増額の理由としましては、過去の交通事故過失割合などの損害賠償額を裁判により確定し、収入したものです。

任意保険加入の交通事故の過失裁判は、求償事務を委任している茨城県国保連合会が実施しております。

5目 雑入では、特定健康診査の自己負担金217万9,000円や、特定健診負担金前年度の精算金として536万4,000円など、合計755万9,625円収入いたしました。

前年度と比較しまして、約1,200万円減額となっておりますが、令和元年度においては、県からの事業費納付金退職分返還金が1,100万ほど収入されたものがあつたためとなります。

以上、令和2年度の収入済額は、合計しまして75億2,974万9,807円となります。

続きまして、歳出決算額、各項目の支出済額について、ご報告いたします。

第1款 総務費のうち、1項1目 一般管理費の1億2,416万5,273円は職員16人分の人件費、レセプト点検手数料、電算委託料などを支出しました。

主な減額の理由については、人件費の減額によるものです。

2目 連合会負担金232万7,720円を支出しました。

第2項 徴税費、1目 賦課徴収費903万1,544円は、国保税の賦課徴収に係る電算委託料、電話催告に係る会計年度任用職員の報酬、その他新型コロナ減免事務委託料を支出いたしました。

主な増額の理由は、新型コロナ減免事務の委託料によるものです。

第3項 運営協議会費12万2,426円は、報酬及び県国保運営協議会負担金などを支出いたしました。

第4項 趣旨普及費 43万6,645円は、国保制度のパンフレットなどの印刷製本費を支出いたしました。

第2款 保険給付費、第1項 療養諸費は、1日から5日までの合計が約44億294万円で、医療機関での保険診療に当たる療養給付費や柔道整復師の施術及び治療用補装具などの療養費、その他審査支払手数料などを支出いたしました。全体で前年度比較、約1億8,400万円の減額となっております。

主な減額の理由としましては、新型コロナウイルス対策による、不要不急の外出自粛の影響などで受診控えなどもあったことだと推測します。

第2項 高額療養諸費は、1目と3目の合計額が約5億7,400万円で、被保険者自己負担額のうち限度額を超える医療費について支出しました。

退職被保険者に係る高額療養費は0円となっております。こちら退職被保険者は令和元年度末に0人となりましたが、さかのぼり請求があった場合のための予算計上となっております。

第4項 出産育児諸費 1,512万70円は、出産育児一時金36件分と差額支給分1件、事務手数料34件分を支出いたしました。

第5項 葬祭諸費 535万円は、葬祭費1件あたり5万円を107件分支出いたしました。

第6項 傷病手当金 11万3,339円は、被用者が新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を休んだことにより、給料の全部か一部の支給がない申請者に対し交付したものです。支給実績は1件となっております。

第3款 国民健康保険事業費納付金、1項から3項の合計で約19億7,358万円は、県の決定額で支出しました。

全体で前年度比較約3億2,260万円の減額です。

退職被保険者分は廃除科目となっております。

第4項 退職被保険者等分の精算後追加納付金 362万3,469円は、令和元年度精算後に追加発生したものです。

県全体の退職納付金等の精算結果と療養給付費交付金の超過交付により、不足が生じたため追加納付したものです。

第4款 共同事業拠出金 1,020円を支出いたしました。こちらは退職医療に係る年金受給者確認を必要とすることから、1件あたり15円で68人分の支出となっております。

第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費 2,495万7,105円は、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導に係る経費を支出しました。

主な減額の理由は、こちらも新型コロナウイルスの影響による特定健診の一時休止により、受診者数が大幅に減少したことによるものです。

これまで、保健センターなどで実施する集団健診などは、予約制ではなく、対象地区にお住まいの方が受診する仕組みでしたが、蜜を避けるために完全予約制に変更し、受診できる人数を制限しました。

第2項 保健事業費のうち、1目 保健衛生普及費として、人間ドックや脳ドックの補助及び医療費通知、保健カレンダー作成などによる経費として、1,892万296円を支出いたしました。前年度比較で約280万円の減少となっております。

主な減額の理由は、人間ドックなどの受診者数の減少によるものです。

新型コロナウイルスの影響により、補助金申請件数も減少いたしました。医療機関の人間ドックの一時中止や申請者のキャンセルなどが多かったことです。

2目 生活習慣病予防対策事業では、577万2,079円支出しました。前年度比較、約73万円の減少です。

主な減額の理由は、委託事業である糖尿病性腎症重症化予防事業の中での、健診の受診勧奨などを中止したことによるものです。

第6款 基金積立金は2億5,424万7,000円を財政調整基金に積立金として支出いたしました。3月末の積立残高は6億6,024万6,195円です。

第7款 諸支出金のうち第1項 償還金及び還付加算金につきましては、1目 一般被保険者保険税の還付金658万9,000円、3目 償還金、1万2,000円、過年度分の精算金で災害臨時特例補助金、国庫補助金分1万2,000円を国へ返還いたしました。

4目 一般被保険者保険税還付加算金を4万1,000円支出いたしました。

第2項 公営企業費288万6,000円は、特別調整交付金で算定された市立病院の直営診療施設整備補助金を国保会計に一度収入し、同額を市立病院事業会計へ支出いたしました。

第3項 繰出金1,500万円は、保険税負担緩和分として、平成28年度に一般会計より繰り入れた分を返還したものです。

以上、令和2年度の支出済額は、合計いたしまして72億5,507万7,954円となります。

次に医療費についてご報告いたします。

令和2年度全体の支出済額では47億7,763万9,180円。

こちらは前年度と比べまして、3.7%の減、平均被保険者数は1万8,480人で、前年度から522人の減少で2.7%の減、1人当たりの支出額25万8,530円と、前年度と比べ1%の減となっております。

最後に、令和2年度の決算状況の歳入歳出総額です。

区分の歳入総額(A)では75億2,974万9,807円、歳出総額(B)は72億5,507万7,954円です。

形式収支(A-B)は2億7,467万1,853円のプラスとなっております。

単年度収支では1億4,470万9,039円のプラスとなっております。  
続きまして、令和2年度の収納状況について説明させていただきます。  
収納状況をご覧ください。

まず現年度分の調定額ですけれども17億6,498万8,000円、収入済額16億3,329万5,031円、未済額1億3,169万2,969円。収入率としまして、92.5%、前年度比0.6%の増となっております。

次に、滞納繰越分になります。

調定額5億3,704万7,506円、収入済額1億3,471万8,781円、不納欠損額6,476万3,714円、未済額3億3,756万5,011円。収入率は25.1%で、前年度比1.8%の増となっております。

合計しまして、調定額23億203万5,506円、収入済額17億6,801万3,812円、不納欠損額6,476万3,714円、未済額4億6,925万7,980円。収入率76.8%で前年度比2.6%の増となっております。

最後に、先ほど新型コロナウイルス感染症に伴う減免の話がありましたが、今回資料は無いのですが、令和2年6月15日から減免受付を開始いたしまして、令和3年3月31日までの間、申請の期間として設けておりました。

その期間の中で承認されたものとしまして、令和2年度の国保税の対象としております分として、減免世帯数は147世帯、減免額は2,555万7,400円という結果でございました。

以上で報告を終わります。

#### ・議長

事務局の説明が終わりました。  
質問のある方はどうぞお願いいたします。  
特に質問はございませんでしょうか。

《「なし」と呼ぶもの》あり

では質疑は終了して、次の報告事項へ移ります。

「報告事項第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

#### ・事務局

「報告事項第2号 令和2年度笠間市立病院事業会計決算について」、ご報告をさせていただきます。

最初に、「収益的収入及び支出」でございます。

収入でございますが、第1款 病院事業収益、第1項 医業収益、1目 入院収益は、決算額2億9,665万6,000円で前年度より858万9,000円の増となっております。

入院患者数は年間、延べ9,442人で前年度より333人の減、1日平均では25.9人となり、0.8人の減となっております。

入院患者数は減となっているものの、令和2年度の診療報酬の改定や施設基準届出の追加等により、1人当たりの収入が増えたことが増額の要因となっております。

2目 外来収益、決算額2億8,171万7,000円で、前年度より342万7,000円の増となっております。

外来患者数につきましては、年間、延べ2万1,626人で前年度より3,553人の減、1日平均では89.0人となり、15.0人の減となっております。

患者数の減少は、新型コロナウイルス対策といたしまして、長期処方により来院回数の抑制も一因となっておりますが、新型コロナウイルスが大きく影響を及ぼしているものと思われます。

外来収益が増となった要因でございますが、診療報酬の改定に加えまして、新型コロナウイルス感染症に伴うPCR検査の実施による診療報酬の増額などが要因となっております。

3目 その他の医業収益は、決算額2億1,164万1,000円で前年度より674万8,000円の増となっております。

収益の内訳といたしましては、室料差額収益697万3,000円、公衆衛生活動収益が4,907万8,000円、訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援が4,796万6,000円、その他の医業収益が1億762万4,000円となっております。

こちらの増収となった主な要因でございますが、その他の医業収益で、休日夜間診療の患者数減による減収に対する一般会計からの負担金の増によるものでございます。

第2項 医業外収益、1目 他会計負担金は、決算額2,348万3,000円で、前年度より252万3,000円の減となっております。

減額の主な要因は、前年度臨時的にあった旧病院解体に伴う企業債の繰上償還利子に対する一般会計からの負担金の減によるものでございます。

2目 他会計補助金は、一般会計からの補助金で、決算額1億2,245万5,000円で、前年度より7,538万4,000円の増となっております。

増の要因でございますが、旧病院解体工事費1億165万1,000円によるものでございます。

3目 患者外給食収益は、決算額122万5,000円で、前年度より32万5,000

円の減となっております。

4目 その他医業外収益は、決算額 1,464 万 8,000 円で、2,230 万円の減となっております。

長期前受金戻入の減によるもので、前年度、旧病院解体に伴い長期前受金戻入が一時的に増額となったものでございます。

第3項 特別利益、2目 過年度損益修正益は、決算額 31 万 5,000 円で皆増となっております。前年度の賞与・法定福利費引当金の差額分となっております。

続きまして、支出となります。

第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、1目 給与費は 4 億 5,964 万 5,000 円で前年度より 211 万 6,000 円の増となっております。

給与費・手当・賃金・法定福利費の増によるものでございますが、内容といたしましては、会計年度任用職員制度への移行による期末手当の支給や、新型コロナウイルス対策として、感染症防疫等作業手当の新たな支給が主な要因となっております。

2目 材料費につきましては、1 億 3,200 万 3,000 円で前年度より 808 万 6,000 円の増となっております。

要因は、新型コロナウイルスの感染症に伴う診療材料費の増によるもので、感染対策のための消耗品の購入等でございます。

3目 経費につきましては、1 億 5,883 万 6,000 円で前年度より 1,337 万円の増となっております。

光熱水費や地域医療センター総合管理委託料、筑波大学との地域医療研修推進事業分寄附講座の負担金などがございます。

増の要因でございますが、PCR検査委託料や長期契約である医事業務委託及び給食業務委託の更新に伴う委託料の増などによるものでございます。

4目 減価償却費は 8,371 万 6,000 円で前年度より 2 万 4,000 円の減となっております。建物や機械備品等の減価償却費でございます。

5目 資産減耗費は、前年度に旧病院解体に伴い、残っていた減価償却費 1 億 4,422 万 6,000 円を除却したものでございまして、2年度はございませんので皆減となっております。

6目 研究研修費は、105 万 9,000 円で前年度より 50 万 5,000 円の増となっております。

7目 コロナ防止費（病院）は、53 万 8,000 円、8目 コロナ防止費（訪看）54 万円でともに皆増となっております。こちらは国庫補助金を活用して新型コロナウイルス対策の備品等購入したものでございます。

第2項 医業外費用、1目 支払利息は、160 万 6,000 円で前年度より 497 万

円の減となっております。

減額の主な要因といたしましては、前年度臨時的に支出した旧病院解体に伴う企業債の繰上償還利子の減によるものでございます。

2目 患者外給食材料費は118万6,000円で前年度より29万7,000円の減となっております。

3目 その他医業外費用は1,090万3,000円で、前年度より989万円の減となっております。病児保育運営費及び行政施設管理費でございます。

減額の理由でございますが、病児保育の職員が臨時職員から会計年度任用職員となったことから、給与をこれまで賃金として運営費で支出してまいりましたが、報酬となったことから、6目 医業外給与費に組み替えをしたことによるものでございます。

4目 雑支出につきましては3,337万7,000円で、前年度より1,075万6,000円の増となっております。

控除対象外消費税で、旧病院解体工事の消費税が増の要因となっております。

5目 旧病院解体費9,305万8,000円で前年度より6,694万7,000円の増となっております。旧病院解体工事費及び埋設医療廃棄物の処理委託料となっております。

6目 医業外給与費1,057万円ですが、先ほど申しました病児保育職員の報酬となります。3目 その他医業外費用より分離をしたものでございます。

第3項 特別損失、2目 臨時損失253万6,000円は、旧病院解体に伴う医師住宅の解体による国庫補助金の返還金でございます。

収益的収入及び支出につきましては、総収益9億5,631万2,000円に対しまして、総費用は9億8,957万2,000円となり3,326万円の純損失となっております。前年度に比べ純損失額が1億1,720万4,000円の減額となっております。

要因といたしましては、前年度、臨時的経費として旧病院の解体により残っていた減価償却費1億4,422万6,000円を資産減耗費で一括除却したことにより、資産減耗費は実際には支出が伴っておりませんので、仮に資産減耗費を除きますと、令和元年度の純損失額は623万8,000円となりまして、比較しますと、純損失額は2,702万2,000円の増額となっております。

こちらの要因としましては、その他医業外収益で長期前受金戻入の減額と新型コロナウイルスによる経費の増額等が主な要因となっております。

なお、長期前受金戻入の減でございますが、こちらも令和元年度に臨時的収入として、旧病院解体工事に伴う長期前受金戻入を計上したことによるものでございまして、こちらも実際の収入はございませんでしたので、実質的にはほぼ前年度並みの実績ということでございます。

続きまして、「資本金的収入及び支出」についてご報告をさせていただきます。

収入ですが、第1款 資本的収入、第1項1目 出資金は決算額1,167万5,000円で前年度より3,322万6,000円の減となっております。

企業債元金分、器械備品購入分及び臨時交付金を活用した器械備品購入分を一般会計より収入したものでございます。

減額の主な要因といたしましては、前年度の旧病院の解体に伴う企業債の繰上償還分の減によるものでございます。

第2項 補助金、1目 事業勘定補助金496万6,000円は、帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金及び新型コロナウイルス感染拡大防止等事業補助金の国庫補助金を収入したものでございます。

次に支出でございますが、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、1目 資産購入費は、決算額632万3,000円で前年度より99万7,000円の減となっております。

補助金等を活用した新型コロナウイルス対策といたしまして、陰圧テントや防犯カメラ、サーマルカメラ等の器械備品を購入したものでございます。

第2項1目 企業債償還金につきましては、企業債元金の償還で決算額は2,000万円で前年度より5,096万4,000円の減となっております。

前年に旧病院解体に伴う企業債の繰上償還分がございましたので、その分の減となっております。

資本的収入及び支出におきまして、収入合計1,664万1,000円に対しまして、支出合計が2,632万3,000円となっております。

本年度の資本的収入額が資本的支出に不足する額968万2,000円でございます。こちらは過年度分損益勘定保留資金で補てんをいたしております。

報告は以上でございます。

・議長

事務局の説明が終わりました。

質問のある方はどうぞお願いいたします。

質問はございませんでしょうか。

《「なし」と呼ぶもの》あり

では質疑を終了しまして、次の報告事項へ移ります。

「報告事項第3号 令和2年度 平日夜間・日曜初期救急診療の状況について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

・事務局

引き続き、「報告事項第3号 令和2年度 平日夜間・日曜初期救急診療の状況について」ご説明をさせていただきます。

初めに平日夜間診療でございますが、合計を報告させていただきます。

診療日数につきましては、前年度より2日減、年間239日間の診療を実施いたしました。

患者数は大人139人、子ども34人の合計173人となり、前年度に比べまして大人が150人の減、子どもは84人の減で、合計で234人の減少となっております。

1日当たりの人数は0.7人で、前年度より1.0人の減となっております。

収支につきましては、1,578万3,000円の歳出超過となり、前年度より99万7,000円超過額が増えてございます。

続きまして日曜診療でございますが、診療日数は前年度より4日減の年間48日間実施をいたしました。

患者数は大人268人、子ども50人で、合計318人となり、前年度と比較しまして、大人が514人の減、子どもが293人の減、合計で807人の減少となっております。

1日当たりの人数は6.6人で、前年度より15.0人の減となっております。

収支につきましては、831万4,000円の歳出超過で、昨年度より418万8,000円超過額が増えているという状況でございます。

平日夜間診療及び日曜診療の合計でございますが、大人が407人で664人の減、子ども84人で377人の減、合計491人で前年度に比べまして1,041人の減少となっております。

また1日当たり1.7人となり、昨年より3.5人の減となっております。

収支につきましては、2,409万7,000円の歳出超過となっております。昨年度に比べ518万5,000円の超過額が増えているという状況でございます。

令和2年度は、国民健康保険調整交付金から288万6,000円の収入がございましたので、実質2,121万1,000円の歳出超過となり前年度に比べまして522万3,000円の超過額が増えている状況となっております。

なお、昨年12月に新型コロナウイルス感染症により、県立中央病院からの医師派遣が一時停止となったことから、12月に平日夜間で6日、日曜診療が3日休診となっております。

報告は以上です。

・議長

事務局の説明が終わりました。

質問のある方はどうぞお願いいたします。  
質問はございませんでしょうか。

《「なし」と呼ぶもの》あり

無いようですので、質疑を終了いたします。

(4) 協議事項第1号 国保税賦課方式の2方式統一について【継続審議】  
—非公開—

以上で、本日予定の議題はすべて終了いたしました。  
長時間にわたりまして、ご審議をいただきありがとうございました。  
本日の議事進行が滞りなくできたことに感謝を申し上げます。  
以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。  
ありがとうございました。

(5) 議長は、議事が全て終了したので、議長を解任された。

(6) 「その他」について報告する。

・司会

その他の「特定健診等の保健事業の実施状況について」の報告を、保険年金課よりお願いいたします。

・事務局

まず特定健康診査につきまして、ご報告いたします。

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に実施する特定健康診査になりますが、令和元年度と2年度を見比べますと、令和2年度の実施目標は56%と高い目標値でしたが、こちらは平成29年度に策定した、笠間市保健事業総合計画に基づいて設定したものです。

令和2年度の実施率については、速報値で22.6%と元年度より20%の減少となっています。

昨年度は、コロナの影響で健診を見合わせまして、9月に健診を再開いたしました。蜜を避けるために完全予約制に変更しまして、受診できる人数を制限いたしました。

実施日数の減少と予約制になったこともありまして、受診率が大幅に低下した原因だと推測しておりますが、令和2年度は、受診勧奨は全く実施いたしません

でしたが、令和3年度におきましては、受診率の向上のために受診勧奨を実施いたします。

健診の受診方法については、保健センターなどでおこなう集団健診と指定医療機関で受ける方法と2通りございますが、笠間市内の17医療機関で健診を受けることもできます。

医療機関で受診する人数も元年度よりも、2年度は増加いたしました。

資料には記載しておりませんが、元年度は194名ほど医療機関の方で受診していましたが、令和2年度は337名と143名増加いたしました。

なお、令和3年度の目標値は60%となっておりますが、こちらも保健事業総合計画の目標によるものですが、今年度は工夫した受診勧奨を実施していく予定です。

まず7月20日に、過去に受診したことがある方に対して、今年度まだ受診をされてない方へ勧奨通知を発送したところです。

9月には、過去の健康診査のデータを基にAI、いわゆる人工知能などで受診確立の高い人を抽出した受診勧奨を実施いたします。

その他、笠間市薬剤師会のご協力のもと、薬局さんと連携した受診勧奨を、令和2年度に引き続き実施していく予定です。

続けて、その他の資料②になります。

令和2年度の糖尿病性腎症重症化予防についての資料となります。

こちらの表は、この事業で保健指導を受けた10人の方の結果になります。

事業の目的は、人工透析への移行リスクの高い方に対して、保健指導を行って、人工透析への移行を遅延防止するために、専門職の面談やお手紙など、また電話サポートを約6カ月間実施いたしました。

初回面談のときから検査値ヘモグロビンA1cの値を比較した表になっております。

7人が改善維持という状況ですが、こちらの生活習慣の見直しというのは、なかなか難しいことだと思いますが、今年度も引き続き事業を実施します。

元年度に比べ2年度の医療費はととも減少いたしました。コロナの影響によって減少したものだと思いますが、3年度は、まだ数カ月しか経たないのですが、元年度の月平均を約1,000万円超えた医療費になっていますので、コロナの影響で受診を控えていた方たちが、受診してちょっと重症化しているのかなと推測します。

引き続き、保健事業の方を実施していきます。

続きまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についてご説明いたします。

令和3年度の事業概要をご覧ください。

こちらは昨年度より始まった事業で、昨年度同様、高齢者に対する個別支援と通いの場への積極的な関与を実施していきます。

まず、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）についてご説明いたします。

健康状態不明者と糖尿病の重症化予防者に対して、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等、医療専門職による、電話、訪問による支援を行います。

また必要に応じて、医療・健診の受診勧奨、介護等のサービスにつなげます。

健康状態不明者の抽出条件は76歳で、前年度、健診・介護認定を受けていない、医療機関に受診していない方です。対象人数は40名です。

糖尿病重症化予防者の抽出条件は、やはり76歳で、前年度の健診結果が、ヘモグロビンA1c6.5以上の方です。今回は医療機関の受診歴は問いません。対象人数は21名です。

実施方法は1人に対して、おおよそ3カ月の期間で、おおむね3回のアプローチを行います。

初回訪問時に目標を設定して、栄養、歯科、運動、精神、社会性ハイリスク者に分けて、それぞれの専門職が支援を行います。

1カ月後、2回目支援として経過を確認し、中間評価を行います。

さらに1カ月後、3回目支援で目標達成状況の確認と最終評価を行います。

次のページ、裏面をご覧ください。

通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）になります。

地区の高齢者クラブに、地域の課題に対応した講話や健康相談を行います。

また後期高齢者質問票から、フレイル状況を把握して、保健指導に活用していきます。ほかに、必要に応じて医療・健診・介護等のサービスにつなげます。

地区高齢者クラブ98団体に呼びかけして、実施は30団体を予定しております。

それから、昨年度この国保運営協議会で、島川さんからご提案をいただきまして、今年度から笠間薬剤師会より、講話をしていただくこととなりました。

今回、高齢者クラブから服薬について話を聞きたいと要望が多数ありましたので、このような運びになりましたことをとても感謝しております。

ありがとうございました。

今後も医療機関、関係各課と連携し、高齢者一人一人に対し心身の多様な課題に応じたきめ細やかな事業を行っていきたいと考えております。

以上です。

#### ・司会

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございますか。

《「なし」と呼ぶもの》あり

本日の日程は、以上で終了となります。

会議録署名人の川井委員、菅谷委員には会議録ができ次第、事務局の方で署名をいただきに伺いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、「令和3年度 第1回笠間市国民健康保険運営協議会」を閉会させていただきます。

長時間にわたりご協議いただきまして、ありがとうございました。

(7) 本日の議題の報告は全て終了した。